

岐阜県名誉県民条例(昭和三十三年十一月二十九日条例第三十二号)

(総則)

第一条 この条例は、社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績をた たえ、岐阜県名誉県民(以下「名誉県民」という。)の称号を贈つてこれを 顕彰することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第二条 名誉県民の称号は、公共の福祉の増進又は学術、技芸の発展に寄与し、もつて県民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で県民の尊敬を受ける 者又は県に十年以上居住し、若しくは居住していた者で、広く社会文化の興 隆に貢献し、その功績が卓絶で県民が郷土の誇りとしてひとしく尊敬する者 に対して贈ることができる。

2 前条の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項に定め る居住期間を短縮することができる。

(選定)

第三条 名誉県民は、知事が県議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第四条 名誉県民には、知事の表彰状及び名誉県民き章を贈るとともにその事 績を県公報に掲載してこれを顕彰する。

(礼遇及び特典)

第五条 名誉県民には、知事の定めるところにより礼遇をし、特典を与えるこ とができる。

(称号の取消)

第六条 名誉県民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、県民の 尊敬を受けなくなつたと認められるときは、知事は、県議会の同意を得て、 名誉県民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉県民でなくなつた者は、その取消の日から前条の規 定による礼遇及び特典を失う。

(委任規定)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。